

倭国 (九州王朝) から日本国 (大和朝廷) へ⁽¹³⁾

「倭姫王」と発掘された「暗文土師器」

1、「倭姫王」と発掘された「暗文土師器」

- ① 実在しないはずの土器が出土
- ② 7世紀中葉に薩摩指宿と近江・畿内に深い繋がり
- ③ 「倭姫王」が大宮姫なら「暗文土師器」の出土が理解できる

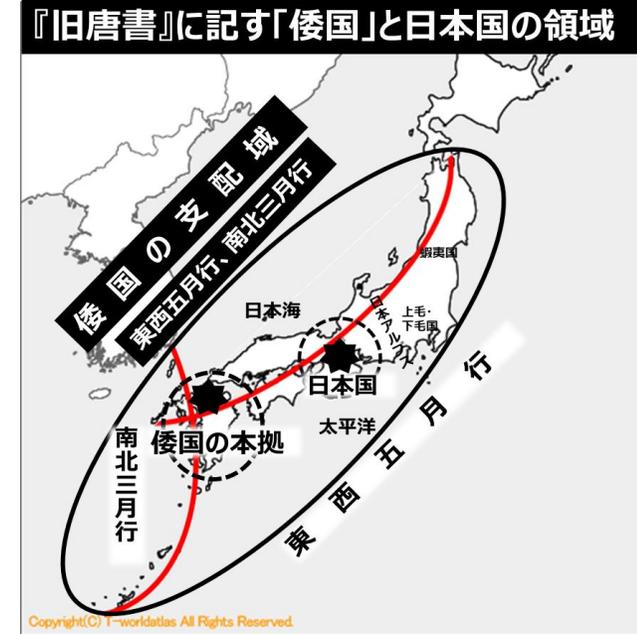


2、『旧唐書』が語る「評制」と「九州年号」は倭国 (九州王朝) の事績

- ① 『旧唐書』に記す倭国 (九州王朝) と日本国の領域
- ② 『旧唐書』が示す「評」は「倭国 (九州王朝)」の創設した制度
- ③ 『旧唐書』が示す「九州年号」は「倭国 (九州王朝) の年号」

3、倭国 (九州王朝) から日本国 (大和朝廷) へ

- ① 『不改の常典』による「文武即位」
- ② 『不改の常典』は王朝の継承者は天皇家が決める定め
- ③ 隼人討伐・倭国 (九州王朝) 併合と日本国 (大和朝廷) 樹立



庚子年七〇〇四月若佐国小丹生評



1 継体 5 丁酉 517~521	17 端政 5 己酉 589~593
2 善記 4 壬寅 522~525	18 告貴 7 甲寅 594~600
3 正和 5 丙午 526~530	19 願転 4 辛酉 601~604
4 教倒 5 辛亥 531~535	20 光元 6 乙丑 605~610
5 僧聴 5 丙辰 536~540	21 定居 7 辛未 611~617
6 明要 11 辛酉 541~551	22 倭京 5 戊寅 618~622
7 貴楽 2 壬申 552~553	23 仁王 12 癸未 623~634
8 法清 4 甲戌 554~557	24 僧要 5 乙未 635~639
9 兄弟 1 戊寅 558~558	25 命長 7 庚子 640~646
10 蔵和 5 己卯 559~563	26 常色 5 丁未 647~651
11 師安 1 甲申 564~564	27 白雉 9 壬子 652~660
12 和僧 5 乙酉 565~569	28 白鳳 23 辛酉 661~683
13 金光 6 庚寅 570~575	29 朱雀 2 甲申 684~685
14 賢称 5 丙申 576~580	30 朱鳥 9 丙戌 686~694
15 鏡當 4 辛丑 581~584	31 大化 6 乙未 695~700
16 勝照 4 乙巳 585~588	*『書紀』大化は645~649

「倭姫王」と発掘された「暗文土師器」—実在しないはずの土器が出土

存在しないはずだった…飛鳥時代の「暗文土師器」が鹿児島で初確認（南日本新聞2024年1月1日）

鹿児島県指宿市の尾長谷迫（おばせざこ）遺跡で、**7世紀中ごろ**、飛鳥時代の「暗文土師器」と呼ばれる土器が鹿児島県内で初めて見つかった。古代国家・大和政権の都があった畿内地域の影響を受けた土器とされ、これまでの南限は宮崎県だった。鹿児島県内では**政権と衝突した隼人が暮らしており、専門家は「県内には存在しないと考えられていた。政権と何らかの関係を持つ勢力が指宿にいたことを示す」と注目している。**

「暗文土師器」とは

暗文土師器は、「外面に丁寧なミガキが入り、内面には『暗文』と呼ばれる文様を放射状に施文し、**金属器の光沢や質感を再現。宮都（*畿内）を中心に生産・消費された（奈文研）**」土師器。「律令体制の下で**役人が食事**に用いる**食器**として金属製の器を模して作られた（御殿場デジタル資料館）」

『書紀』だけを
読んでいては
「ありえない」
話だ。



指宿市尾長谷迫遺跡で発掘された7世紀中葉とされる暗文土師器。7世紀後半に噴火した開聞岳の噴出物の下の地層から、南九州特有の成川式土器と一緒に割れた状態で出土した。丸底は7世紀中葉～後葉の特徴。指宿市市教育委員会の松崎大嗣氏は「**暗文土師器の性質上、指宿に政治的な施設があった可能性もある**」という。



神奈川県御殿場市中田遺跡出土の畿内産とされる暗文土師器



仙台市郡山遺跡（7世紀中葉～8世紀前葉の官衙遺跡）から出土した暗文土師器。放射状に見える線が暗文



姫路市広畑区の才村遺跡で発掘された暗文土師器。「一般集落からは出土しない遺物。付近に役所のような施設があった可能性がある」（兵庫県まちづくり技術センター）

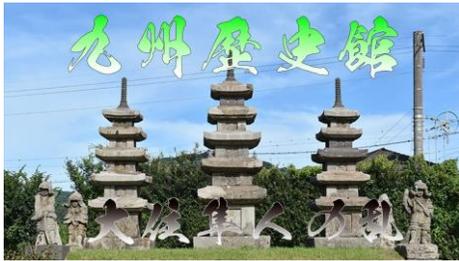
暗文土器は「指宿に大和政権と関連する勢力の存在」を示唆。

「倭姫王」と発掘された「暗文土師器」—何故「実在しないはず」と言われたか

「暗文土師器は国家と関わりがあった地域でのみ出土する」とされる

暗文土師器は元々は都の「畿内産土師器」を模倣したもので、器の内面には大陸から流入した金属器の光沢を表現した放射状の線が施されている。政治施設である「官衙（かんが）」に関連する遺跡から見つかるケースが多く、国立歴史民俗博物館研究部の林部均教授（考古学）は「古代国家、都の存在を示す象徴となる土器。国家と関わりがあった地域でのみ出土する」と解説。これまでは西都市にある日向国府跡の寺崎遺跡と水運関連施設の宮ノ東遺跡が南限とされていた。（南日本新聞）

薩摩に大和朝廷が「官吏」を置いたのは702年以降



◆大宝2年（702）8月丙甲（1日）薩摩・多櫛^{たね}、化を隔て、命に逆ふ。ここに於いて、兵を発し征討し、遂に戸を校（し）べ、吏を置く。
⇒尾長谷迫遺跡の暗文土師器は7世紀。ヤマトの王権の役所が置かれた形跡はない。現地に畿内と交流した勢力が存在したと考えられるが、『書紀』には692年に筑紫大宰に大隅と阿多に仏像を伝えよとの詔はあるが、その結果やヤマトの勢力が役所を置いた記事はない。『続日本紀』養老4年（720）に「蛮夷害をなすこと、古より有り。」とあることからヤマトの支配を受け入れた形跡は見当たらない。そこで「ありえない土器」とされた。



尾長谷迫遺跡は鹿児島湾に面する高台で、大隅半島や湾奥の沿岸部を一望できる。

多元史観（九州王朝説）では7世紀中葉に薩摩指宿と近江・畿内に深い繋がりがあった

『書紀』の「倭姫王」の事績・経歴が、薩摩『開聞古事縁起』の「大宮姫」と重なる

1『書紀』では「天智の後倭姫王」が、天智崩御時に大海人により天皇に推挙されるが、大友皇子が後継になる。そして倭姫王は天智10年（671）10月以降消息を絶ち、以後記述がない。天武が天皇に推挙した重要人物の消息が天武期に一切記されないのは不可解。

2一方、『開聞古事縁起』では、薩摩指宿生まれの「大宮姫」が近江遷都後に天智の妃となり、天智崩御後の671年11月に都（近江）を追われ翌壬申年（672）薩摩開聞岳に帰ったとされる。
⇒『書紀』671年10月倭姫王の消息が消え、これに代わるように『開聞古事縁起』では「天智の後大宮姫」が671年11月に近江を逃れて薩摩穎娃郡に還る。（「穎娃郡は衣評」）



①開聞神御誕生之事 孝徳天皇白雉元年（庚戌650）春二月十八日辰の刻。（九州年号白雉なら652年） ②開聞神二歳入京之事（陸地ヨリ御上洛） ・・太宰府《又八都督府ト》に奏し上都を告げる。宣により2歳で上京す。（*陸地から行ける京は太宰府） ③同十三歳立皇后宮事 壬戌年（662）天智天皇即位。・・同六丁卯年（667）南都朝倉都を巡り近江州志賀に都す。・・大宮姫を皇后宮に立てたまふ也。（*『書紀』本文では天智7年2月。或本では6年） 天智天皇10年辛未（671）冬11月4日（秘に下向） ④開聞神后御下向之事 是に大友皇子兵勢を催し大宮姫を弑せむとす・・。（略）勢州安濃津に着き乗船天武帝白鳳元壬申（672）11月4日着薩州穎娃(えい)郡山川之牟瀬浜也。（*11月4日は伊勢出発日。穎娃郡は「評制」では衣評（えのこほり）にあたる。現在の南九州市・指宿市。）



倭姫王は大宮姫で倭国（九州王朝）の姫。天智は彼女を娶ることで即位できた。大海人が即位を勧めたのもそれが理由。大友即位により倭姫王と大海人は九州に逃れ唐と唐の都督薩夜麻の支援で近江朝を滅ぼした。これが壬申の乱だ。

「倭姫王」が大宮姫で薩摩に帰り宮を造営したなら「暗文土師器」の出土が理解できる

薩摩に帰った「大宮姫」は指宿に宮殿を造営

⑤御假殿入御之事（白鳳二癸酉年673年）於神嶽の麓に假殿を御営む。御假殿を俗に「京殿」と云ふ。后宮帝曰く此地を外朝で西の極靈之最勝（*最も靈験あらたかな地）とする。本城に御移りし後、以て御假殿を堂寺号を法華寺となづく。寺地に四方五輪石塔を建つ。⇒太宰府2期の創建は瓦の編年から観世音寺創建（670年）にやや遅れると考えられるため、本城とは太宰府を指す可能性が高い。（*御嶽麓離宮宮構之事では「假殿」は「離宮」と称され、「方十町の宮殿樓閣」で、「上都に準じ数十の官舎が薨を連ねる華麗なもの」だったと書かれ、指宿市開間十町京田に「五輪の石塔」が発見されている。）



開間嶽周辺には時代の異なる様々な石塔群があるが移設され固められている

大宮姫は708年まで薩摩を拠点としていた

⑥入御于離宮之事では、「大宮姫」は離宮に遷って以後三十余年これを「外域の離宮」と呼んだとある。そして、九州の諸司は薩摩の離宮と太宰府に貢納したとあるから、「本城」とは太宰府を指し、「大宮姫」は太宰府を「本城」、薩摩を「離宮」とし、大宮姫の薨去は673年から30数年後の708年とあるから、薨去まで離宮は存続したことになる。（*入御神嶽之離宮也。時は天武白鳳二年癸酉夏五月五日也。此の仙土を離宮とし凡そ三十餘年也。之を呼びて外域と云う。九州の貢物は富離宮と太宰府に奉進される也。）

大宮姫の帰還地は薩摩姫の反乱地域（後述）

大和朝廷に抵抗した「薩末比売」はその名と時代・地名から、「大宮姫」の可能性が高い。◆『続日本紀』文武4年（700）6月薩末比売、久売、波豆。衣評督衣君梟、助督衣君弓自美、肝衝難波、肥人等を従へ、兵を持して覓国使刑部真木等を剽劫す。700年時点でも大宮姫には求心力があった。



通説では隼人の姫が天智の皇后になるなど到底考えられず、『開間古事縁起』は隼人の地位を飾るための虚構・絵空事とする。しかし、指宿に帰った大宮姫が「倭姫王」であれば、薩摩に宮・官衙を造り、畿内の高級な暗文土器が使用されていても不思議はない。『書紀』では「ありえない土器」でも多元史観で『続日本紀』や『縁起』を検討すれば「あってしかるべき土器」となる。

『旧唐書』に記す倭国（九州王朝）と日本国の領域

『旧唐書』（劉昫・張昭遠・王仲・趙瑩ら945年）東夷伝

「倭国伝・日本国伝」が別に建てられ「倭国と日本国は別国」とする

1、『旧唐書』は古代の我が国に「倭国（九州王朝）」と「日本国（大和朝廷）」があると記す。

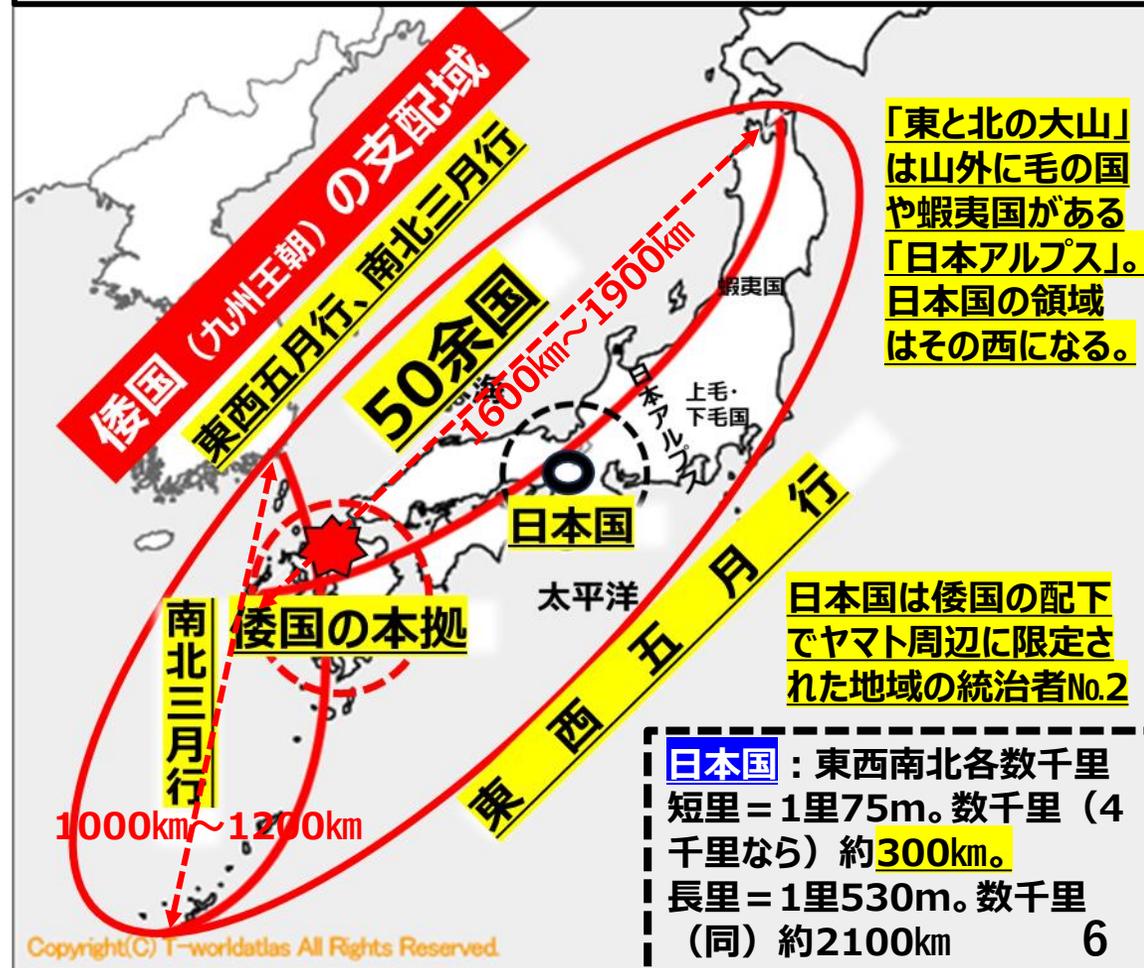
①倭国（九州王朝）は志賀島金印を下賜されて以来、歴代の中国王朝と交流し、九州を本拠に全国（東西5ヶ月南北3ヶ月）の50余国を統治する「大国」だったと記す。*東西五月行、南北三月行。世々中国と通ず。四面小島。50余国、皆付属す。

②日本国（大和朝廷）は、元は倭国の支配の下の小国（*ヤマトの王家）で、ヤマトを中心に、日本アルプスから西の、短里で数千里（300km、8世紀に「畿内」とされる地域）を統治する国だったが、8世紀初頭に倭国（九州王朝）を併合したと記す。
*日本はもと小国にして倭国の地をあわせたり・東西南北各数千里西界と南界は大海にいたり、東界と北界には大山ありて限りとなす。山外はすなわち毛人の国なり。

2、我が国には700年まで続く「評制」や「九州年号」が存在した。そして「評制や九州年号」は日本国の領域外にも分布する。これは評や九州年号が倭国（九州王朝）の制度であることを示す。『書紀』に記す「大化（645~649）・白雉（650~654）・朱鳥（686）は九州年号から剽窃したもの。日本国は701年に「大宝」を建元、この年律令を制定、「評制」を「郡制」に変えた。

倭国（九州王朝）と日本国の版図（併合前）

倭国（列島全域の統治者No.1）『後漢書』南蛮伝。「軍行三十里を程（*1日に進む距離）とす。【東西5月行】軍行1日30里（13^{キロ}）5ヶ月で150日「毎5日1沐制（5日働き1日休む）」で125日進む。125日×13^{キロ}≒1600km。【南北3月行】3ヶ月で90日・5日1休で75日進む。75日×13^{キロ}≒1000km（*休みなしなら1900kmと1200km）

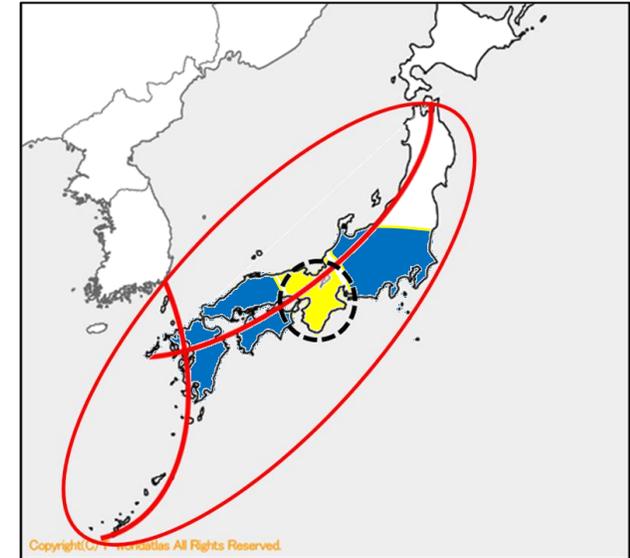


『旧唐書』が示す「評」は「倭国（九州王朝）」の創設した制度

「評」は『旧唐書』に記す「日本国の領域外」にも設けられた

⇒「評制」は日本国＝ヤマトの王家の制度ではない

（木簡・文献で確認できる主な評） 黄色は後の畿内国とその周辺。青は日本国の領域外
 大和（所布評・忍海評・高市評・葛城評）、山背（弟国評）、河内（川内評・石川評・高安評・丹比評）、摂津（三島上評）、近江（浅井評・伊香評ほか4評）、若狭（三方評・小丹評）、旦波（与射評・竹野評ほか5評）、伊賀（奈波利評）、伊勢（度会評・多気評・飯野評ほか6評）、三川（青見評・飽海評ほか4評）、尾治（海評・年魚市評ほか5評）、三野国（厚見評・安八麻評ほか8評）、甲斐（山梨評）、武蔵（玉評・仲評ほか3評）、上埴（阿波評・馬來田評）、下総（印波評）、常陸（石城評）、科野（伊那評・諏訪評）、上毛（車評・大荒城評ほか2評）、下毛（芳宜評・奈須評）、高志（与野評・利波評ほか2評）、遠江（荒玉評ほか3評）、駿河（珠流河評）、伊豆（鴨評・売羅評）、因幡（水依評・高草評）、伯耆（川村評）、出雲（出雲評・神門評ほか2評）、隠岐（依地評・海評ほか2評）、播磨（神前評・宍粟評ほか3評）、備前（大伯評）、吉備（賀賜評・浅口評ほか3評）、備後（神石評）、周防（佐波評・熊毛評）、讃岐（多土評）、阿波（板野評・麻殖評ほか2評）、筑前（嶋評・糟屋評）、豊後（久須評）、日向（久湯評・衣評・阿蘇評）



（文献）『常陸国風土記』649年ごろ全国に評制が敷かれた
 香島郡。古老曰。難波の長柄の豊前の大朝に馭宇しめしし天皇のみ世、己酉年（649、大化5年）常色3年（略）惣領高向大夫に請ひて、下総国海上の国造の部内軽野より南の一里と、那賀の国造の部内寒田より北五里とを割きて、別きて神の郡（評）を置きき。
 ①『伊勢神宮雜例集』己酉年（常色3年649）を以て、始めて度相郡（評）を建つ。大建冠神主奈波を督造（評督）、少山中神主針間を助造（助督）に任ず。⇒『書紀』に建評記事は無い

（金石文）『那須国造碑』
 永昌元年（689）
 （己）丑四月飛鳥浄御（原宮那須国）造 追大壹（那）
 （須）（直）韋提
 評（督）被賜



『旧唐書』と評制木簡等で「評制は全国統治を目指した倭国（九州王朝）の制度」であることが分かる

『旧唐書』が示す「九州年号」は「倭国（九州王朝）の年号」

九州年号資料も『旧唐書』の日本国の範囲外に多く残る

九州年号は評制より歴史が古い分、広範囲に残る

善記: 群馬県佐波郡角淵八幡神社、**秋田県**鹿角市八幡平大日靈貴神社、**長野県**諏訪市諏訪大社、(善喜) **青森県**南部小豆澤大日堂

教倒: 群馬県富岡市貫前神社 **明要**: **埼玉県**秩父市秩父神社

貴楽: 長野県長野市善光寺(師安・知僧・金光・吉貴・願轉・定居・命長・白雉三年甲寅も)、**福島県**大沼郡会津高田町伊佐須美神社(法清・蔵和・僧要も)、**神奈川県**江の島縁起絵巻

知僧: 群馬県佐波郡角淵八幡神社(金光も)

勝照: 福島県福島市森会信夫山黒沼神社(端政も)、**山形県**東田川郡羽黒町羽黒山本社

吉貴: **千葉県**松戸市小金井本土寺(聖徳も)

定居: 群馬県群馬郡妙見社(息災寺)、**東京都**台東区浅草寺

白雉: 千葉県君津市人見神社、東京都台東区鳥越神社、福島県田村郡三春町沼沢、福島県耶麻都飯豊山、**長野県**松本市岡田、**福島県**石川郡石川町、**富山県**婦負郡婦負中町、**茨城県**笠間胡桃下稻荷神社

白鳳: 群馬県富岡市貫前神社、福島県会津若松市赤城大明神、福島県河沼郡龍造寺、福島県会津金光山薬師寺、群馬県安中町咲前神社、千葉県市原市高滝神社、埼玉県比企郡都幾山慈光寺、秋田県大平山三吉神社、福島県いわき市湯本町佐波古神社社、**静岡県**磐田市鎌田神明富社、**岐阜県**本巣郡根尾村願養寺、**栃木県**下都賀郡静和村熊鷹神社、埼玉県大宮市女躰宮御由緒、栃木県下都賀郡赤津村中村八幡宮、山形県歳王町蔵王金峯山、群馬県富岡市貫前神社、山形県西村山部朝日町五所神社朝日岩上由来記、**宮城県**伊具郡丸森町宗畔文書、**長野県**飯山市瑞穂町小菅神社、**栃木県**河内郡南河内町薬師寺戒壇縁起、**千葉県**州宮祠宮小野氏所伝、**埼玉県**久喜市光明寺由来、**茨城県**八溝山日輪寺、**宮城県**信大郡木原村愛宕大神、群馬県富岡市宇芸神社、福島県耶麻郡磐梯町磐梯山竜宝寺、**埼玉県**所沢市愛大子権現社旧高林寺、**山形県**大沼山国正寺、**山形県**飽海郡鳥海山、**山形県**東田川郡羽黒山、**福島県**耶麻郡吾妻山神社社、**埼玉県**東松山市正学院、**山形県**鶴岡市田川八幡神社、**宮城県**刈田郡蔵王町刈田嶺神社

大化: 福島県福島市大笹生折戸白和瀬神社社、**神奈川県**中郡伊勢原町比比多神社、**新潟県**新発田市諏訪町諏訪神社、**茨城県**那珂郡緒川村立野神社、**栃木県**下都賀郡小野寺村村檜神社、**千葉県**市原市佐是八幡神社、**新潟県**村上市岩船神社、**長野県**松本市島立沙田神社、**茨城県**猿島郡境町熊野神社、**茨城県**岩井市(大化五子年)

朱鳥: **栃木県**那須那湯津上村温泉神社、**群馬県**前橋市元総社釈迦尊寺・北群馬郡子持山・榛名町長谷寺、**山形県**出羽三山、

大山より東の九州年号資料の分布です。



九州年号は倭国の年号だった

57回 倭国（九州王朝）から日本国（大和朝廷）へ『不改の常典』による「文武即位」

「天智」が定めた『不改の常典』により即位した文武

①元明即位詔では、文武が『不改の常典』により即位したとある。

◆元明慶雲4年（707）7月17日。…藤原宮御宇し倭根子天皇（持統）、丁酉（697）の8月に、此の食国天下の業を、日並知皇太子（草壁）の嫡子、今御宇つる天皇（文武）に授け賜ひ、並び坐して此の天の下を治め賜ひふ。是は関（かけまく）も威（かしこ）き近江大津宮御宇大倭根子天皇（天智）の、天地と共に長く日月と共に遠く改（かは）るまじき常の典（のり）（『不改の常典』）と立て賜ひ敷き賜ふ。

②聖武即位詔では、元明が元正に、後継には『不改の常典』にもとづき聖武（*「我子」とあるが実際は孫）を即位させるように詔したとある。

◆聖武天皇神亀元年（724）2月4日。…関も威き淡海大津宮に御宇しし倭根子天皇（天智）の、万世に改るまじき常の典（『不改の常典』）と立て賜ひ敷き賜へる法の随に授け賜へ…。

③孝謙の場合も元明の『不改の常典』との詔を引用して即位している。

◆孝謙天皇天平勝宝元年（749）7月2日。平城の宮に御宇天皇（元明）の詔しく、挂も畏き近江大津の宮に御宇しし天皇の改るまじき常の典（『不改の常典』）と初め賜ひ定め賜ふる法の随に…

軽よ、お前を『不改の常典』により即位させよう。

「並び坐して」だけだね～。



通説は「天皇家の皇位継承に関すること」

戦前までは「大化の改新の典法」（本居宣長）とか「近江令」（瀧川政次郎ほか）といった説が有力。

⇒現在も、兄弟継承を排する直系継承法（岩橋小弥太・直木孝次郎ほか）とか、嫡系（正妻の子）継承法（井上光貞）とか、讓位法（倉住靖彦）など百家争鳴。その原因は、全ての学者が「ヤマトの天皇家のなかでの皇位継承問題」だと捉えていることにある。代表的見解は田中卓の「皇室が代々統治する原則を定めた『皇統君臨の大原則』説。

57回 倭国（九州王朝）から日本国（大和朝廷）へ『不改の常典』による「文武即位」

説得力のない「ヤマト一元史観」による通説

そもそも「兄弟継承を排する」と言っても、天智の直後の天武がそれを破っているし、天武は「妻」の持続に、持続は「孫」の文武に、文武は「母」の元明に、元明は「娘」の元正に、元正は「甥」の聖武に譲位するというように、継承方法は「バラバラ」だから、「天皇家が定めた皇位継承のルール（皇統君臨の「大原則」）」だと言っても何ら説得力がない。「皇位の『継承順位』」が天智の作った『不改の常典』の内容であるはずはない。

大原則なんて無いよね～。



「持続の文武への譲位」が初めて『不改の常典』による譲位

その特異性は何か

文武の即位には、「継承順位・血縁関係の違い」ではなく、重大な「即位の経緯の違い」がある。それは「定策（ていさく）」による即位で、**持統11年に持統が文武に譲位する際、「策を禁中に定め」とある。**

◆持統11年（697）8月乙丑朔、**天皇（持統）、策を禁中に定め（定策禁中）、皇太子（文武）に天皇の位を禪（ゆず）りたまふ。**⇒通常「策（みはかり）を禁中（おほうち）に定め」と読み下すが、「**天皇定策禁中禪天皇位於皇太子**」＝「定策」して譲位したということ。そして「**定策**」とは、本来「**有力な臣下が謀って天子を擁立する**」という意味。

①紀元前91年に前漢の武帝により巫蠱（ふこ）の罪で曾祖母（武帝の皇后衛子夫）・祖父母・両親と兄弟が処刑され（江充の讒言による「巫蠱の獄」）、民間で育っていた劉詢が、紀元前74年に大司馬大將軍霍光・丙吉・韓増らに見いだされ、彼等の「定策」により宣帝として即位。◆『漢書』（巻八、宣帝紀）韓増と大將軍霍光、「定策」して宣帝を立つ。

②23代天皇の顯宗は、6代も前の17代天皇の履中の孫で、極めて薄い血統だが、**大臣の平群真鳥と大連の大友室屋の「定策」により即位。**◆清寧2年（481）11月。・・「朕、子無し。以て嗣（ひつぎ）とせむ」とのたまふ。大臣（平群真鳥）・大連（大友室屋）、策を禁中に定め（「定策禁中」）、仍りて播磨の国司来目部小楯をして・・赤石に至りて迎へ奉らしむ。

本来臣下の行為の「定策」を持統が行う⇒697年は律令制定や唐の日本国承認前で、形式上「持統」は倭国の臣下NO1。

倭国（九州王朝）から日本国（大和朝廷）へ①『不改の常典』は王朝の継承者は天皇家が決める定め

持続・文武時代に「王朝が交代」

『旧唐書』小国の「日本国」が歴代中国と交流してきた「倭国」を併合した

「定策」による文武即位翌年の698年に、律令施行に向け国覓使を派遣、701年に大宝年号を建元・律令を制定、「評」から「郡」へ変更する。702年には日本国（大和朝廷）から粟田真人が遣唐使として派遣され、703年に則天武后は彼に位階を与えることで日本国を承認する。つまり文武の時代に従前の倭国（九州王朝）に代わって日本国（大和朝廷）が成立した。これは「定策」によって王朝が交代したことを示す。

『不改の常典』とは倭国の天皇（天子）は「天皇家が決める」定め

文武即位が『不改の常典』によるなら、それは「我が国の王朝の継承者は有力な臣下が謀って決める」という定めとなろう。その有力な「臣下」とは最大の実力者で、実質我が国No.1の天皇家を意味する。従って『不改の常典』とは倭国の天皇（天子）は「天皇家が決める」という定めとなる。

『不改の常典』はヤマトの天皇家の永続的な支配を定める常典でした



中国の革命思想と我が国の「天壤無窮の詔勅」により「天孫」による統治の永遠性

中国には天子は「天命」を受け王朝を拓き、天命が改まれば王朝が交代するルール「革命思想」がある。わが国では「天壤無窮の詔勅」により「天孫」による統治の永遠性が謳われ、新王朝を建てたのは天命が変わったからとは言えない。天皇家も倭国（九州王朝）と同じ九州の出身（神武）で、天孫降臨神話を共有する「天孫族」の一員（分家）を自称するから、「天命」ではなく「重臣・豪族の総意」で王朝の継承者（王統）を変えるという「新ルール（常典）」を作り、ヤマトの王家が我が国全体の統治者となることの正当性を整えたと考えられる。

『不改の常典』の語とその意味は、文武即位を例に挙げた元明の即位詔と、その引用の聖武・孝謙の即位詔といった「大和朝廷成立期」に限定。

何故か



「定策」一臣下が天皇を決めるのは「王朝交代を果たした側」の論理であり、「王朝を継続しようとする側」からすれば危険な論理だから「王朝交代期に限定される」

倭国（九州王朝）から日本国（大和朝廷）へ②なぜ「天智が定めた」とするのか

「王朝交代」の序曲は近江宮での天智即位

天智の和風諡号は天命開別（あめみことひらかすわけ）天皇

『旧唐書』に記すように1世紀から7世紀までの我が国の代表者は九州の倭国だった。しかし、倭国は663年の白村江で大敗し、倭国（九州王朝）の「酋長」薩夜麻は捕虜となり、「唐の官吏である都督倭王」として、唐の郭務悰や軍と667年（天智6年）11月に帰国。

無謀な白村江を主導し、多大な犠牲をもたらした薩夜麻の倭王復位を良しとしないヤマトの天智は、倭国の臣下や有力豪族の支持を得て、翌668年に倭姫王を娶り自ら「倭王」に即位。⇒この時点で天智は九州の系列と別のヤマトの系列の倭王となる。

薩夜麻は戦を主導し大勢死なせておいて、唐の臣下になったのか！倭王として承認できない。天智を倭王に擁立する！

臣下豪族



⇒百済や高句麗は唐によって滅亡したが、倭国（九州王朝）は白村江前に戦場から遠い近江に遷都し、当然官僚群は近江に避難し、行政機能の中心は“無傷”の近江にあった（* 天武元年（672）6月。天皇、高市皇子に謂ひて曰く、「其れ近江朝には左右大臣、及び智謀（かしこき）群臣、共に議を定む、今朕、与に事を計る者無し。」天智は倭国（九州王朝）の系列でなくとも「臣下・豪族の総意」で王朝の継承者（王統）を変えるルールを作った。（実際はヤマトの王家が倭王となる道を開いたことになる）

これ以降、天智は事実上倭国（九州王朝）を継ぐ王として施策を次々と展開

- ①「天智7年（668）」に年号を「白鳳中元」に「改元」。（* 近江朝滅亡後「無かった」とされ、白鳳が継続。）
- ②天智10年（中元4年・671）に「近江令を定める」。（◆『書紀』天智10年1月2日。冠位・法度のことを施行したまふ。〈冠位・法度の名は具に新しき律令に載せたり。〉）
- ③天智9年（670）庚午年に「庚午年籍」を全国的に造籍。
- ④同年に「国号を日本と改める」。（◆『三国史記』新羅本紀文武王10年（670）「倭国更えて日本と号す」。

しかしこのルールで非九州系の大友皇子を後継に擁立したが壬申の乱で失敗、薩夜麻が倭王に、ヤマトの天武が臣下NO1としての統治体制が復活する。

天智は不改の常典を定めたがそのルールで大友を倭王に出来なかった

勢いの衰えた倭国（九州王朝）を武力で併合

薩末比売らの抵抗を筑紫総領に鎮圧させる

1、文武4年（700）6月持統56歳。薩末比売ほか衣の評督衣君梟＝薩摩潁娃郡、肝衝＝日向国肝衝郡の難波、肥人＝肥後ら南九州の勢力が武器をとり、律令施行の為派遣された覓国使を脅かすが、筑紫総領に収めさせる。

2、大宝元年（701）同57歳。律令制定・大宝建元、文武即位式典を挙行◆『続日本紀』大宝元年（701）正月朔。天皇、大極殿に御して朝を受く。其の儀、正門に烏形の幢、左に日像・青竜・朱雀の幡、右に月像・玄武・白虎の幡をたつ。蕃夷の使者、左右に陳列す。文物の儀、是に備れり。（23日）粟田朝臣真人を遣唐執節使とす。3月（21日）対馬嶋金を貢ず。建元して大宝元年とす。始めて新令に依り官名・位号を改制す。



3、702年に「薩摩の隼人討伐」

◆大宝2年（702）3月持統58歳。信濃国、梓弓一千廿張を献る。以て大宰府に充つ。丁酉（30日）大宰府に、専に所部の国の掾（じょう）已下と郡司等とを銓擬することを聴す。7月乙未（30日）是の日、天下の罪人を赦す。8月丙甲（1日）薩摩・多櫛、化を隔て、命に逆ふ。ここに於いて、兵を発し征討し、遂に戸を校（しら）べ、吏を置く。9月戊寅（14日）薩摩の隼人を討ちし軍士に、勲を授くること各差有り。丁亥（23日）、天下に大赦す。



「武力討伐」、化（王化）・命（王命）は701年の王朝交代を示す

702年8月に隼人を平らげ、薩摩を柵で抑え込み10月全国に律令を頒布

薩末比売の抵抗を伝える「比売の城跡」

4、大宝2年（702）10月丁酉（3日）**薩摩の隼人を征する**時、大宰の所部の神九処を禱み祈るに、実に神威に頼りて遂に**荒ぶる賊**を平げき。爰に幣帛を奉りて、其の禱を賽す。唱更の国司等（今の薩摩国なり。）言さく、「於内の**要害の地に柵を建て**、戍（まもり）を置いて守らむ」とまうす。許す。諸神を鎮め祭る。参河国に幸せむとしたまふ為なり。**10月戊申（14日）律令を天下の諸国に頒ち下す。**

姫木城址（比売之城跡）
（鹿児島県霧島市国分姫城）



持統は倭国併合と律令頒布を見届けて崩御する

持統は孫文武を即位させ、律令を制定し、前王朝の倭国勢力を隼人と呼んで滅ぼし、武則天に「日本国」を承認させる使者を派遣した後、702年10月から、律令頒布のため参河・尾張・美濃・伊勢・伊賀を巡行、各地で減税や恩賞を施し、9月9日と12月3日を父天智・夫天武の崩御日を国の忌日とした。**持統は全て「やり尽くし」702年12月22日58歳で崩御する。**

「日本国建国の事実上の第一の功労者」は持統女帝といえる

このようにして持統は「倭国から日本国（大和朝廷）へ」の王朝交代を果たした。武則天の「周」は続かなかったが、大和朝廷から始まる国号「日本」は、701年に制定した年号が大宝～令和まで絶えないように今日まで続く。「日本国建国」の第一の功労者は「武則天に擬えられた女帝持統」だったと言えよう。

